

# 軽費老人ホーム 重要事項説明書

## 1. 事業者の概要

名 称 社会福祉法人みずほ  
所在地 名取市下余田字鹿島 86 番 5  
法人種別 社会福祉法人  
代表者 理事長 森 精 一

## 2. ご利用施設（事業所）

名 称 ケアハウスうらやす  
所在地 名取市下余田字鹿島 86 番 5  
施設長 佐々木 恵子  
電話番号 (022)383-3870

## 3. 施設の目的と運営方針

施設の目的 ・日常生活上必要な便宜を提供し、利用者が健康で明るい生活が送れるようにすることを目的とした施設です。

運営方針 ・「もっと笑顔のためにできることいつも胸に」の理念の下に、利用者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、ケアハウスのサービス提供に努めます。  
・地域や家庭との結びつきを重視し、保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

## 4. 従業者の職種、人数、職務内容

- |                            |        |
|----------------------------|--------|
| (1) 施設長（管理者）               | 1名（兼務） |
| 事業所の従業者の管理及び業務の管理          |        |
| (2) 生活相談員                  | 1名（常勤） |
| 入所者またはその家族からの相談、入退所にかかわること |        |
| (3) 看護・介護職員                |        |
| 介護職員                       | 9名（常勤） |
| 入所者の心身の状況に応じた看護、介護         |        |
| (4) 事務員                    | 1名（常勤） |
| 事務に関すること                   |        |

## 5. 職員の勤務体制

日勤 8：30～17：30

- ・土曜・日曜・祝日については各種の職員が交代で勤務いたします。
- ・夜間帯は特定施設入居者生活介護担当の職員が対応いたします。

6. 入所定員 30名

7. 施設の主な設備

設備の種類	定員（数）	備考（面積）
居室	全室個室 30室	19,230 m <sup>2</sup>
浴室	浴室 3室 特別浴室 1室	浴室 16.450 (m <sup>2</sup> ) 特別浴室 23.85 (m <sup>2</sup> )
交流スペース	3室	入居者の方が自由に使える空間です。
緊急連絡設備	各居室にナースコール完備	

8. サービスの内容

(1) ケアハウスのサービスの内容

① 相談及び援助

- ア 利用時には利用者の従来の生活状況、家庭状況及び心身の健康状態等について把握し、利用者の各種相談に応じるとともに適切な助言等に努めます
- イ 市町村、介護保険サービス等の実施者と十分な連携をとり必要に応じ、その有効な利用について利用者への紹介・手続き等の援助を行います。

② 食事

- ア 利用者に対し、利用者の心身の状況、栄養等を考慮しつつ、3食提供いたします。
- イ 食事の内容は、あらかじめ栄養士による献立表を作成し、利用者の目に触れやすい場所に掲示いたします。
- ウ 食事の提供にあたっては、個人の嗜好及び食事時間等、利用者の希望について工夫するように努めます。

③ 入浴

- ア 浴室の利用に関しては、隔日移乗の日頻度で入浴の準備を行うこととしますが、入浴の準備を行わない日であっても、利用者の申出により、浴室を使えるように努めます。
- イ 原則として個別の入浴介助は行いません。

④ 介護保険サービス等の利用

- ア 利用者は個別の日常生活上の援助及び介護を必要とする状態になった場合は、介護保険の申請を行い、介護保険サービス等の利用ができます。事象者は利用者が適切なサービスを受けられるよう迅速な対応に

努めます

- イ 疾病、常時の要介護状態、収入の途絶等、利用者が生活に困窮を生じた場合には、医療機関への連絡、身元引受人との調整等所要の対応を図るとともに、関係諸制度、諸施策の活用についても迅速、適切な配慮に努めます。
- ⑤ 保健衛生
- 定期的に健康診断を受ける機会を提供するとともに、その記録を保存し、健康保持、疾病の予防に努めます。
- ⑥ 衛生管理等
- ア 利用者の利用する食器その他の設備又は飲料に供する水については衛生的な管理に努め、又は、衛生上必要な措置を行います。
  - イ 常に施設内外を清潔に保つとともに、毎年1回以上の大掃除を実施いたします。
  - ウ 当該ケアハウスにおいて感染症が発生、又はまん延しないよう必要な措置を講ずるよう努めます。
  - エ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を図ります。
  - オ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について適切な処置を行います。
  - カ 定期的に、調理に従事する者の検便を行います。
  - キ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めます。
- ⑦ 利用者の活動への協力
- 事業者は、利用者の生活が健康で明るいものとなるよう適宜、助言を行うとともに、自主的に趣味、教養娯楽、交流行事等を行う場合には、必要に応じ協力いたします。
- ⑧ その他
- ア 消防法等関係法律及び通知に規定されている事項について遵守いたします。
  - イ 事業者は利用者がケアハウスでの生活を継続していくための介護保険サービス等の利用や、退去に至った場合のその後の利用に円滑に対応するため、開設時はもとより、常に地元の自治体や関係機関等と十分な連携を持つように努めます。
- ⑨ 社会生活上の便宜供与等
- 利用者が、日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その利用者及び身元引受人等において行うことが困難である場合は、その者の申出・同意を得て、事業者は所定の手続事務等を代わって行うことができます。

常に利用者の身元引受人等と連携を図るとともに、利用者とその身元引受人等との交流機会の確保に努めます。

## 9. 施設サービスの概要と利用料

### (1) 基本料金

1人1ヶ月あたりの基本利用料は、国の定める基準額（①生活費、②事務費、③管理費）の合算額とします。事務費はその方の所得に応じて料金がかかります。管理費は月々に分割してお支払いいただきます。

11月から3月までの間に暖房費を徴収致します。その1ヶ月あたりの額は、国の定める基準額とします。

### (2) 医療費

病院代、薬代等は全て利用者の負担となります。

### (4) その他の特別なサービスに要する費用

利用者の負担となります。特別なサービスには次のようなものがあります。これらは全て利用者の負担となります。

散髪、外食、食べ物などの出前、旅行代、交通費等

### (5) 利用料の支払

サービス利用料は月末精算とし、翌月15日以降に請求書をお渡しいたします。支払いの方法等をご相談ください。なお、25日までにご希望の方法にて、お支払い願います。

## 10. 施設利用に当たっての留意事項

### (1) 来訪・面会

特に時間の制限はありませんが、他の利用者の迷惑にならないようご配慮下さい。

### (2) 外出泊

外出、外泊は心身の状況に無理がない限り制限はいたしません。ご希望の場合は職員に行き先・帰宅時間をお申し出下さい。ただし3ヶ月以上不在となる時は、契約の解除となることもあります。また、不在の日であっても管理費・事務費をお支払い頂きます。

### (3) 喫煙

喫煙は決められた場所をお願いします。

### (4) 現金貴重品の管理

現金貴重品の管理には充分留意してください。紛失等で他の利用者の迷惑になることもありますので、事務室での保管もご検討ください。

### (5) 迷惑行為

宗教・政治活動・騒音等他の利用者の迷惑になる行為執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。他の利用者の迷惑にならない活動は制限しません。

### (6) 郵便物

郵便物をご本人にお渡しします。なお、委託管理契約に係るものについてはご相談の上施設職員が管理することができますので、ご検討ください。

(7) 持ち込み 危険物の持ち込みはご遠慮ください。その他、持ち込みたいものの希望がある場合はご相談ください。

11. 守秘義務

特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護利用契約書第7条に基づき適切に対処いたします。

12. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画に基づき、非常災害対策を行います。

防火管理者 稲林 克哉

13. 相談・苦情申立窓口

当施設のサービスについて及び利用者についてのご相談や、ご不明の点、疑問、苦情がございましたら担当職員にご相談ください。

相談時間 月曜日～金曜日 8:30～17:30

(上記の時間でのご相談が難しい場合は、検討いたします。)

相談場所 ケアハウスうらやす 相談室

管理者 佐々木 恵子

生活相談員 高橋 ふみ子

電話 022-383-3870

当施設以外でも、「運営適正化委員会」等の機関に申し出ることができ  
ます。

連絡先

宮城県社会福祉協議会『福祉サービス利用に関する運営適正化委員会』

電話：022-716-9674 FAX：022-716-9298

宮城県国民保険団体連合会

電話：022-222-7700

名取市役所 介護長寿課

電話：022-384-2111

14. 緊急時・事故発生時の対応

緊急時・事故発生時には、身元引受人等及び協力医療機関、市町村等へ速やかに連絡し必要な措置を講じます。

15. 協力医療機関

名 称	森内科クリニック
院 長 名	森 精 一
所 在 地	名取市下余田字鹿島 86 番 5
電 話 番 号	022-383-3070

名 称	イムス明理会仙台総合病院
院 長 名	小 針 雅 男
所 在 地	宮城県仙台市青葉区中央 4 丁目 5 番 1 号
電 話 番 号	022-268-3150

名 称	中嶋病院
院 長 名	富 永 剛
所 在 地	宮城県仙台市宮城野区大槻 15 番 27 号
電 話 番 号	022-291-5191

ケアハウスうらやす利用料金表

介護保険認定を受けてない方・介護保険認定で該当なしの判定を受けた方用

階層	対象収入による階層区分	①事務費	②生活費	③管理費	月合計	④冬季加算 (暖房費)
1	1, 500, 000 以下	10,100 円	一 律 46,090 円	一 律 24,000 円	80,190 円	一 律 5,320 (11月～3月)
2	1, 500, 001～1, 600, 000	13,100 円			83,190 円	
3	1, 600, 001～1, 700, 000	16,100 円			86,190 円	
4	1, 700, 001～1, 800, 000	19,200 円			89,290 円	
5	1, 800, 001～1, 900, 000	22,200 円			92,290 円	
6	1, 900, 001～2, 000, 000	25,200 円			95,290 円	
7	2, 000, 001～2, 100, 000	30,300 円			100,390 円	
8	2, 100, 001～2, 200, 000	35,400 円			105,490 円	
9	2, 200, 001～2, 300, 000	40,400 円			110,490 円	
10	2, 300, 001～2, 400, 000	45,500 円			115,590 円	
11	2, 400, 001～2, 500, 000	50,500 円			120,590 円	
12	2, 500, 001～2, 600, 000	57,600 円			127,690 円	
13	2, 600, 001 以上	59,200 円			129,290 円	

利用料金について

- 1 ヶ月の利用料金は、上記の通り①事務費②生活費③管理費の合計金額になります。  
ただし、冬季期間（11月～3月）は暖房費が加算されます。
- 上記の利用料金のうち「事務費」は対象収入により定められ、「生活費」と「冬季加算（暖房費）」は国が定めた額を基準としています。また、国の基準が改定された場合は負担額が改定されます。
- 事務費は、対象収入（年収から税金、保険料等を差し引いた額）により、階層区分が決定され、各階層別に利用料金が定められております。
- 月の途中において、入居および退去または解除した場合は、日割り計算にて支払いとなります。
- 1 ヶ月以上不在となる場合の料金は月の利用料金から生活費を引いた金額の支払いとなります。

一般用（非該当の場合）①+②+③＝月々の料金

平成 年 月 日

ケアハウスの利用にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業所

名取市下余田字鹿島 8 6 番 5

ケアハウスうらやす

管理者 佐々木 恵子 印

説明者

印

私は、本書面により、事業所よりケアハウスの利用についての重要事項の説明を受けました。

利用者

印

代理人

印

利用者との続柄 ( )